

平成 28 年 10 月 14 日
農 林 水 産 省

第 60 回産業統計部会の審議において整理、報告等が 求められた事項に対する回答

2 作物統計調査の変更

(3) 報告を求める事項の変更

ウ 茶の収穫量調査に係る調査事項の変更

平成 27 年の茶期別荒茶生産量について、農林水産省の公表値と全国茶生産団体連合会のデータを比較した表を見ると、実数ベースでは若干農林水産省の公表値の方が多いように思われるが、両者を経年的にみた場合、ギャップが広がりつつあるような傾向があるのかどうか確認しておく必要があるのではないか。

また、全体の構成比では、農林水産省の公表値と全国茶生産団体連合会のデータとの間にあまり差がないものの、実数ベースでは、例えば、おおい茶は農林水産省の公表値が 6,710t であるのに対し、全国茶生産団体連合会のデータが 6,428t と 5%程度の差があるし、他の茶種についても同様に一定程度の差がみられる。このような状況がみられる経緯や理由等について、説明していただきたい。

(回答)

本調査結果と全国茶生産団体連合会（以下「連合会」という。）データの過年次比較につきましては、以下のとおり、過去 5 か年における調査結果の差は 2%程度で推移しており、差の主な要因は調査・集計手法が異なる※ことによるものと考えられ、今後も同様の傾向で推移するものと見込んでいます。

※本調査：全国の荒茶工場（約 5,400 工場）のうち、約 1,300 工場について、標本調査を行い、全国値を推定

連合会：JA・茶共販団体等からの聞き取り結果の積み上げであるが、若干の大手飲料メーカーにおける一部の生産量については含まれていないと聞いているところ。

[本調査結果と全国茶生産団体連合会データの比較（年間計）]

単位：t

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
農林水産省(公表値)	80,400	84,100	81,100	80,100	76,400
全国茶生産団体連合会	79,109	83,211	79,764	78,469	74,780
差	1,291	889	1,336	1,631	1,620
対比	101.6%	101.1%	101.7%	102.1%	102.2%

※主産県(埼玉、静岡、愛知、三重、京都、奈良、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島)における比較

また、茶種別における実数ベースでの比較につきましては、以下のとおり、おおい茶、普通せん茶及び番茶においては最大で 5%程度、生産量の少ない玉緑茶及びその他（紅茶、ウーロン茶、粉茶等）においては最大で 2割程度の差となっており、主な差の要因といたしましては、同じく調査・集計手法が異なることによるものと考えています。

なお、今回の茶の調査事項の簡素化に当たりましては、本調査では引き続き年間計及び一番茶の量については把握することとしており、今後、茶種別のデータが簡素化されても、従前から連合会のデータを「茶をめぐる情勢」（別紙参照）等の行政資料作成の基礎データとして利用していることから、本調査事項の簡素化による行政利用上の支障はないものと考えています。

[本調査結果と全国茶生産団体連合会データの比較（茶種別）]

単位：t

		平成26年						平成27年					
		年間計	おおい茶	普通せん茶	玉緑茶	番茶	その他	年間計	おおい茶	普通せん茶	玉緑茶	番茶	その他
農林水産省 (公表値)	実数	80,100	6,110	49,900	2,020	20,100	1,960	76,400	6,710	45,800	1,720	19,500	2,580
	構成比	100.0%	7.6%	62.3%	2.5%	25.1%	2.4%	100.0%	8.8%	59.9%	2.3%	25.5%	3.4%
全国茶生産団体連合会	実数	78,469	6,096	47,634	2,547	20,072	2,149	74,780	6,428	43,568	2,122	19,625	3,026
	構成比	100.0%	7.8%	60.7%	3.2%	25.6%	2.7%	100.0%	8.6%	58.3%	2.8%	26.2%	4.0%
差	実数	1,631	14	2,266	-527	28	-189	1,620	282	2,232	-402	-125	-446
	構成比	-	-0.2%	1.6%	-0.7%	-0.5%	-0.3%	-	0.2%	1.6%	-0.5%	-0.7%	-0.6%
対比	実数	102.1%	100.2%	104.8%	79.3%	100.1%	91.2%	102.2%	104.4%	105.1%	81.1%	99.4%	85.3%

※主産県(埼玉、静岡、愛知、三重、京都、奈良、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島)における比較

※おおい茶は、玉露、かぶせ茶及びてん茶の合計

別紙

茶をめぐる情勢

平成28年5月

農林水産省

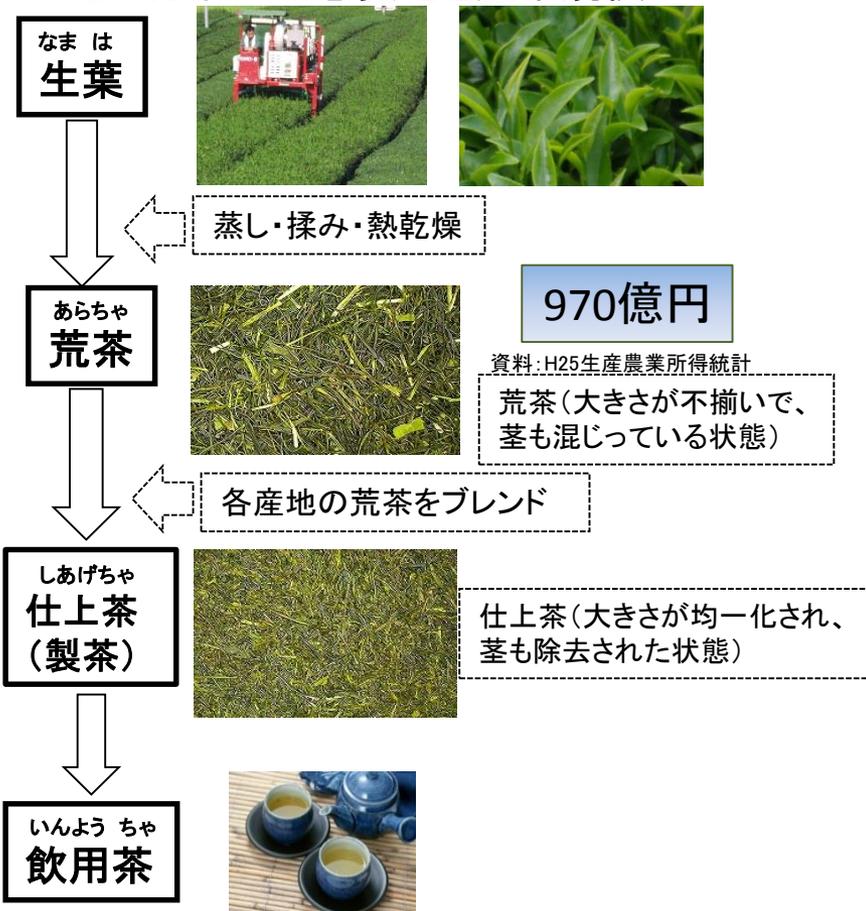
[目 次]

1. 我が国におけるお茶生産の位置付け 1
2. お茶の生産動向 3
3. 荒茶価格の動向 4
4. お茶の消費・需給動向 5
5. お茶の輸出入の動向 6
6. お茶の改植について 7
7. お茶の振興に関する法律について 8

1. 我が国におけるお茶生産の位置付け

- お茶は、生葉の収穫後、産地で荒茶に加工され、消費地において製茶にブレンドして販売。荒茶段階では約1,000億円の産業規模。
- 主要産地は、①静岡県、②鹿児島県、③三重県、④京都府、⑤福岡県。上位3県で全国の栽培面積の約7割を占める。
- 「せん茶」を主体とする静岡県、鹿児島県、宮崎県、「かぶせ茶」の生産が多い三重県、福岡県、「たまりぶちや玉緑茶」の生産が多い佐賀県、熊本県、「玉露」や「抹茶」の生産が多い京都府など、府県ごとに特色ある茶生産が行われている。

○ お茶の形態変化と産業規模



○ お茶の主産県と生産の特色

順位	府県名	H27面積 (ha)	生産の特色
1	静岡	17,800	「せん茶」、特に「深蒸しせん茶」を主体とした生産
2	鹿児島	8,610	「せん茶」を主体とした生産。多様な品種構成
3	三重	3,040	「かぶせ茶」の生産が全国1位
4	京都	1,580	「玉露」及び「抹茶」の生産が全国1位
5	福岡	1,560	「かぶせ茶」の生産が多い
6	宮崎	1,450	「せん茶」を主体とした生産
7	熊本	1,420	「玉緑茶」の生産が全国3位
8	佐賀	891	「玉緑茶」の生産が全国1位
9	埼玉	890	「せん茶」を主体とした生産
10	岐阜	806	「せん茶」を主体とした生産

順位	県名	H27面積 (ha)	順位	県名	H27面積 (ha)	順位	県名	H27面積 (ha)
11	長崎	750	15	大分	451	19	徳島	254
12	奈良	726	16	高知	419	20	千葉	203
13	滋賀	617	17	茨城	358	-	全国	44,000
14	愛知	555	18	神奈川	259			

資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(参考)お茶の種類

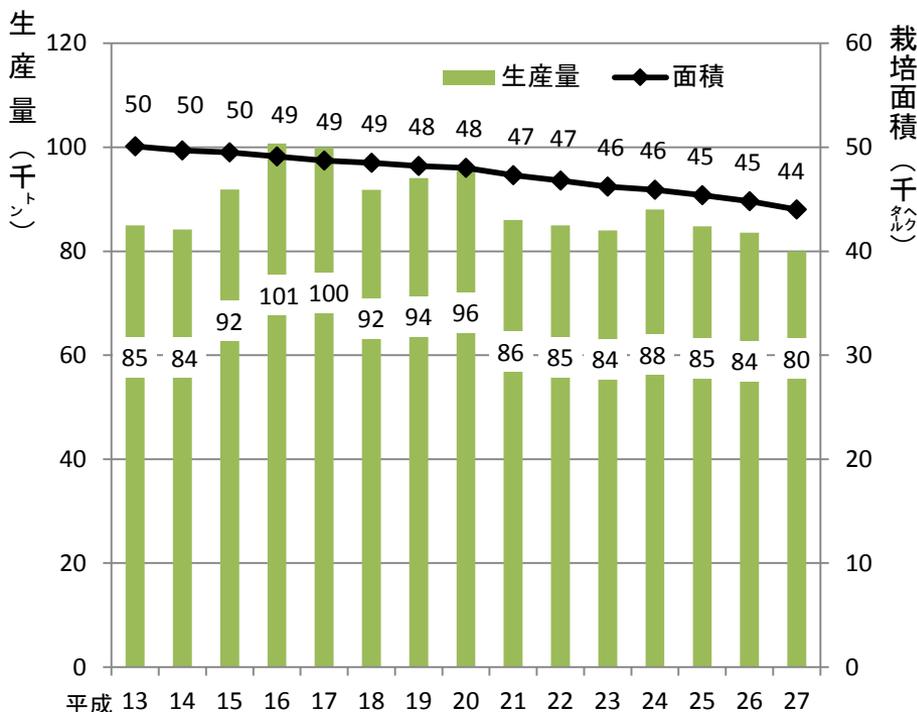
種類	特徴及び主な産地	荒茶生産割合及び 荒茶価格 (H26年)
 せん茶	[特徴] ・最も一般に飲まれるお茶。新芽を蒸して揉んで乾燥させて製造。 [主な産地] ・全国	[生産割合] 61.2% [荒茶価格] 1,373円/kg
 ぎょくろ 玉露	[特徴] ・棚を用いて藁や寒冷紗などで、収穫前20日前後の被覆栽培を行い、煎茶と同様に製造。 [主な産地] ・京都府、福岡県	[生産割合] 0.3% [荒茶価格] 5,746円/kg
 かぶせ茶	[特徴] ・藁や寒冷紗などで、収穫前1週間程度の被覆栽培を行い、煎茶と同様に製造。 [主な産地] ・三重県、福岡県	[生産割合] 4.9% [荒茶価格] 1,513円/kg
 てん茶 (抹茶)	[特徴] ・玉露より長い収穫前3週間～1ヶ月程度の被覆を行い、茶葉を揉まずに乾燥して製造。 ・てん茶を石臼で挽いて粉状にしたものが「抹茶」。 [主な産地] ・京都府、愛知県	[生産割合] 2.4% [荒茶価格] 3,088円/kg
 たまりよくちや 玉緑茶	[特徴] ・煎茶の製造方法と異なり、最後に形を細長く整える工程がないため、茶葉の形が丸みを帯びている。 [主な産地] ・熊本県、佐賀県、長崎県	[生産割合] 3.2% [荒茶価格] 1,430円/kg

資料: 荒茶生産割合及び荒茶価格(全茶期)は全国茶生産団体連合会調べ
参考: 玉露、かぶせ茶及びてん茶を称して「おいしい茶」という。

2. お茶の生産動向

- 栽培面積は、ほぼ横ばい。
- 生産量は、緑茶飲料需要の増加を受けて平成16年産が10万トンを超えるなど一時期増加したが、その後は約9万トンで推移。
- 茶農家の経営面積は規模拡大が進んでおり、特に鹿児島県では規模拡大が顕著。

○ お茶の作付面積・生産量の推移



資料：農林水産省「作物統計」、H27生産量は速報値

○ 主産県における販売農家1戸あたりの栽培面積の推移

	静岡	鹿児島	三重	京都	福岡	宮崎	熊本
H17	0.8	2.1	0.9	1.1	0.8	1.7	0.8
H22	1.0	3.0	1.3	1.3	0.9	2.2	1.1
H27	1.3	4.3	1.7	1.7	1.2	2.8	1.2

資料：世界農林業センサス。なお22年の販売農家における栽培面積は推計により算出

○ 主産県における販売農家数の推移

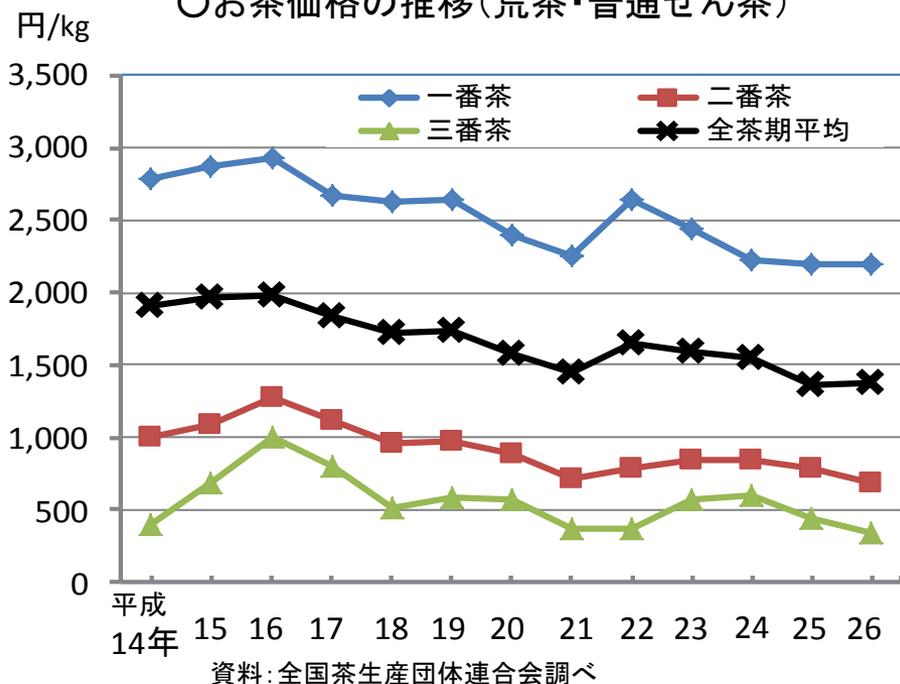
	静岡	鹿児島	三重	京都	福岡	宮崎	熊本	全国
H12	24,019	4,309	4,598	1,330	2,217	820	1,277	53,687
H17	17,731	3,072	2,294	1,035	1,629	642	973	37,617
H22	13,933	2,216	1,455	825	1,385	513	695	28,116
H27	9,617	1,744	967	653	980	399	529	20,144

資料：世界農林業センサス

3. 荒茶価格の動向

- お茶の価格については、ペットボトル緑茶飲料の需要の伸びに呼応する形で、平成16年まで上昇したが、その後の需要の停滞により、荒茶価格も低迷。
- また、お茶の価格は①茶種による価格差、②茶期による価格差等が大きく、これに品質に応じた価格差が加わるため、農家によっては大きな差。

○お茶価格の推移(荒茶・普通せん茶)



○茶期毎の価格の推移(平成26年産の荒茶)

単位: 円/kg

	おい茶			せん茶		番茶	その他 緑茶
	玉露	かぶせ 茶	てん茶	せん茶	玉緑茶		
一番茶	5,746	1,998	3,773	2,199	1,888	616	1,009
二番茶	—	716	1,789	683	615	316	789
三番茶	—	—	—	340	309	290	103
秋冬番 茶	—	—	700	346	284	285	407
全茶期 平均	5,746	1,513	3,088	1,373	1,430	338	638

(参考) 中国産輸入緑茶価格の推移

単位: 円/kg

平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
273	245	252	261	285	382	476	582

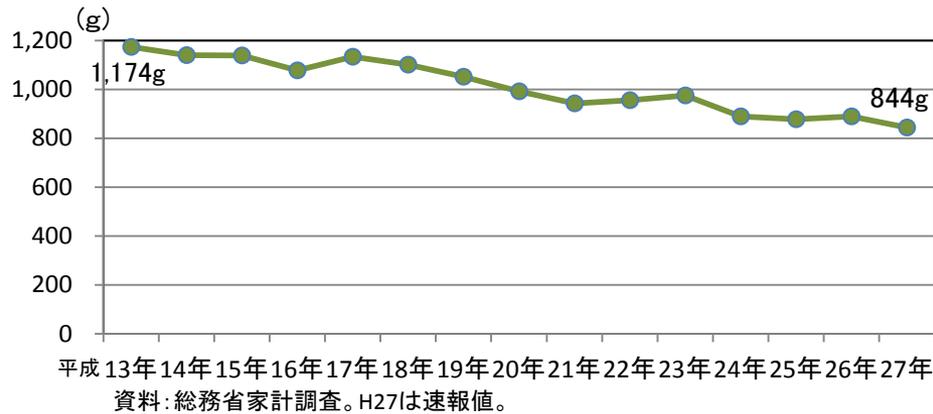
資料: 全国茶生産団体連合会調べ

資料: 財務省貿易統計(CIF価格)

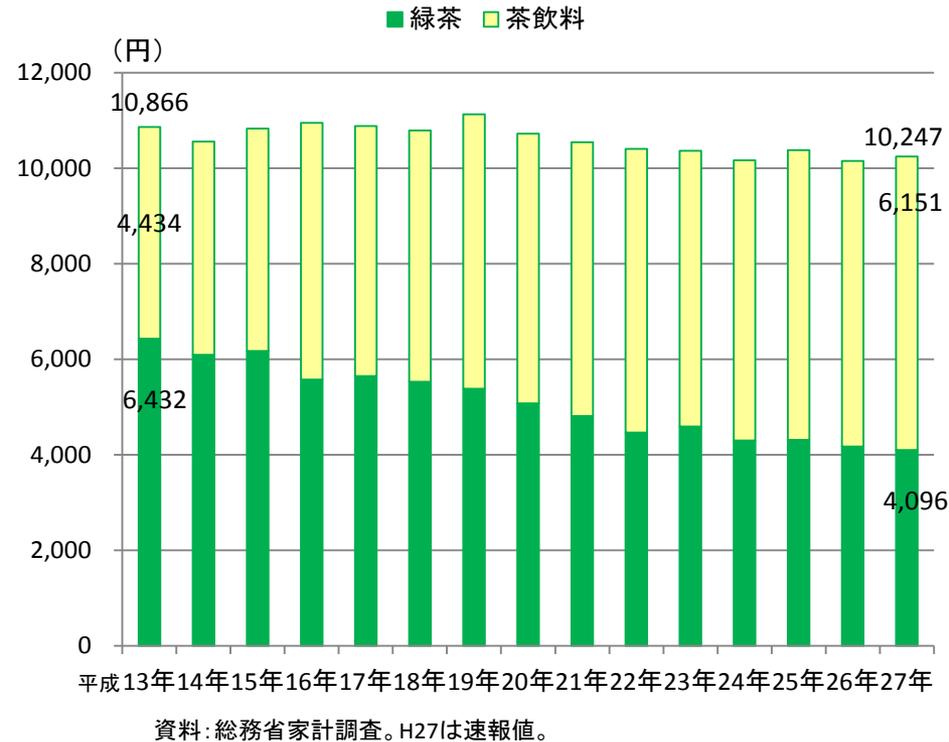
4. お茶の消費・需給動向

- 緑茶の消費量について、緑茶（リーフ茶）は減少傾向、ペットボトル入り緑茶は増加傾向で推移している。
- 緑茶（リーフ茶）と茶飲料の1世帯当たりの年間支出金額の合計は、近年、約1万円で推移しているが、リーフ茶と茶飲料の支出金額が逆転するなど簡便な形態での飲用にシフトしている。
- 他方、炭酸飲料、ミネラルウォーター類、コーヒーは、消費が拡大。

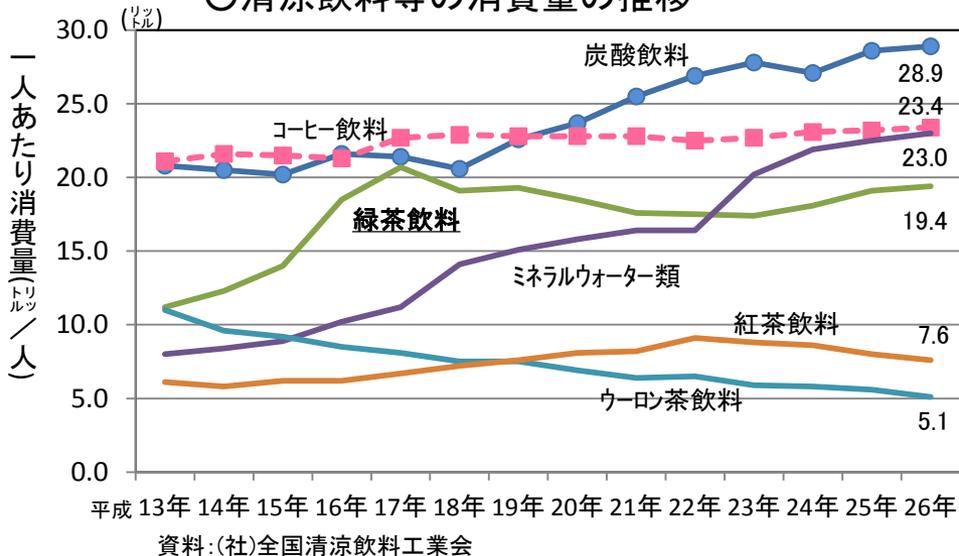
○1世帯当たりのリーフ茶消費量の推移



○1世帯当たりの緑茶・茶飲料の年間消費支出金額



○清涼飲料等の消費量の推移



5. お茶の輸出入の動向

- FAOの予測によれば、今後、世界の茶の貿易量は更に増加すると予測。
- 輸入量は平成16年に緑茶飲料向けとして急増したが、その後、緑茶飲料用原料の国産割合が高まったことから、輸入は減少。
- 米国等における日本食ブームの影響等により、輸出は10年間で4倍に増加。輸出先国としては、米国が全体輸出量の約半分を占める。

○緑茶の輸出入の推移 (資料:財務省貿易統計)

年	輸入量(t)	輸入額(百万円)	輸出量(t)	輸出額(百万円)
平成13年	17,739	5,695	599	1,152
14年	11,790	3,847	762	1,376
15年	10,242	2,655	760	1,469
16年	16,995	4,797	872	1,689
17年	15,187	4,424	1,096	2,111
18年	11,254	3,406	1,576	3,063
19年	9,591	2,815	1,625	3,222
20年	7,326	2,201	1,701	3,344
21年	5,865	1,572	1,958	3,422
22年	5,906	1,626	2,232	4,242
23年	5,393	1,619	2,387	4,716
24年	5,473	1,792	2,351	5,053
25年	4,875	2,167	2,942	6,610
26年	4,180	2,261	3,516	7,799
27年	3,473	2,339	4,127	10,106

○世界における緑茶の貿易量の見通し(FAO予測)



出典:FAO茶に関する政府間協議資料

○主な輸入先国・輸出先国 (上位5カ国・平成27年)

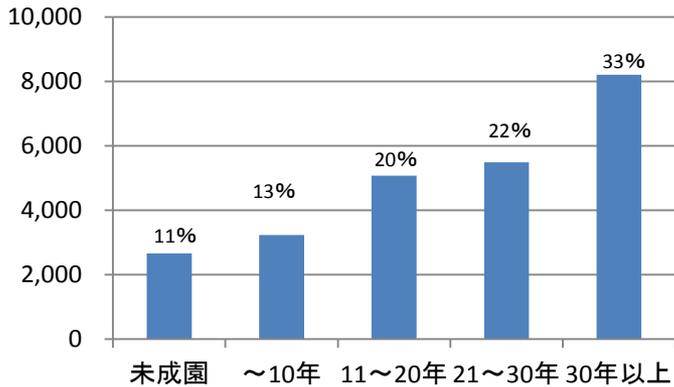
輸入	中国	オーストラリア	ベトナム	ブラジル	台湾
輸入量(t)	2,917	370	87	78	11
輸入額(百万円)	1,697	473	26	79	16
輸入量シェア	84%	11%	3%	2%	0.3%
輸出	アメリカ	台湾	ドイツ	シンガポール	カナダ
輸出量(t)	1,698	735	305	280	236
輸出額(百万円)	4,364	826	1,311	896	421
輸出量シェア	41%	18%	7%	7%	6%

資料:財務省貿易統計(H27年1月~12月までの集計)

6. お茶の改植について

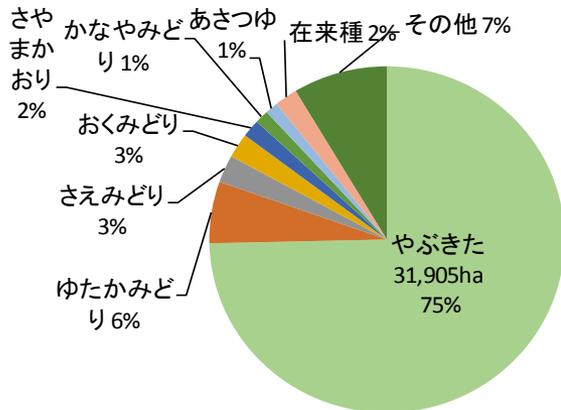
- 茶園の約3割が、樹齢30年以上と老園化し、収量、品質の低下が懸念。
- 栽培されている茶の品種は「やぶきた」が8割を占め、摘採期が集中することによる荒茶加工作業の集中化と摘み遅れによる品質低下、お茶の風味が画一化するなどの弊害。
- このため、平成23年度から改植の促進を支援する事業を実施。

(ha) ○樹齢別の茶園面積(平成23年度)



資料:農林水産省調べ

○品種別の茶園面積



資料:農林水産省調べ(平成26年度)

○改植の意義・メリット

- ・ 茶園の若返りによる品質・生産力の向上が期待(老園化した茶園においては、根系の老化、土壌の保肥力、保水力の低下により、品質・収量が低下)。
- ・ 優良品種の作付けによって、付加価値を高め、新たな需要を創出することが可能。
- ・ 作期の異なる複数の品種を組み合わせることにより、気象災害リスクの軽減や収穫・加工作業の集中化を回避。

○ お茶の改植等支援事業の仕組み

<改植(新植も対象)に要する経費に対する支援> 12万円 /10a

<未収益期間に対する支援>

- ・ 改植 : 12万円 /10a
(異なる品種への改植は16万円/10a)
- ・ 台切り : 7万円 /10a
- ・ 棚施設を利用した栽培法への転換 : 4万円 /10a
- ・ 茶園整理 : 5万円/10a

7. お茶の振興に関する法律について

○ 「お茶の振興に関する法律」が、平成23年4月に施行

1 法律の目的

この法律は、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、生産者の経営安定、消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びに輸出の促進、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じ、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与することを目的とする。

2 法律の概要

(1) 基本方針の策定（第2条）

農林水産大臣は、次に掲げる事項について基本方針を策定する。

- ① 茶業及びお茶の文化の振興の意義及び基本的な方向
- ② お茶の需要の長期見通しに即した生産量の目標設定
- ③ 茶業の振興のための施策
- ④ お茶の文化の振興のための施策
- ⑤ その他茶業及びお茶の文化の振興のために必要な事項

(2) 振興計画の策定（第3条）

都道府県は、基本方針に即し、振興計画を定めるよう努める。

(3) 国及び地方公共団体による支援施策（第4条～第10条）

国及び地方公団体は、次に掲げる事項について支援施策を実施するよう努める。

- ① 生産者の経営安定（茶園の基盤整備、茶樹の改植支援、災害予防促進等）
- ② 加工・流通の高度化（農業、製造業、小売業等の一体的な取組による新たな付加価値を生み出す取組等に対する支援）
- ③ 品質の向上の促進
- ④ 消費拡大
- ⑤ 輸出促進
- ⑥ お茶の文化の振興
- ⑦ 茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰

(4) 国の援助（第11条）

国は、地方公共団体に対し、必要な情報提供、助言、財政上の措置等を講じるよう努める。